国家公務員法等の一部を改正する法律案の概要

自律的労使関係制度の措置に伴う人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の所要の措置を講ずる。

| I 自律的労使関係制度の措置に伴う改正|

1 協約締結権の付与及び公務員庁の設置に伴う人事院及び人事院勧告制度の廃止

(1) 国家公務員法に規定する任免、能率、分限、懲戒、服務に関し、「人事院規則」への委任を「政令」への委任に改める等、所要の措置を講ずる(人事公正委員会が所掌する事項については、「人事公正委員会規則」に委任する。)。

現在人事院規則で規定されている研究休職等について、分限(休職)の一形態として位置付ける現行の規定を見直し、研究休職等を新たに「派遣」として規定する。

- (2) 給与、勤務時間・休暇、災害補償等に関して定める法律における「人事院規則」への委任を「政令」への委任に改める等、所要の措置を講ずる。
- (3) 給与の現金払い、直接払い、全額払いの原則を一般職給与法に規定する。
- (4) 各省各庁の長が超過勤務を命ずるに当たって留意すべき事項その他超過勤務を縮減するために必要な事項についての指針を内閣総理大臣が定め、公表することを一般職勤務時間法に規定する。
- (5) 現在人事院規則により定められている職員の保健、安全保持等に関する事項は、労働安全衛生法等で定める事項との均衡を考慮して政令で定める。
- (6) 団結権を引き続き制限され、協約締結権を付与されない警察職員及び海上保安庁又は刑事施設において勤務する職員の勤務条件については、職務の特殊性及び協約締結権を付与される職員の勤務条件との均衡を考慮して定める。

2 人事行政の公正の確保

- (1) 職員に関する人事行政は、国民全体の奉仕者としての職員の職務遂行が確保されるよう、公正に行われなければならないことを国家公務員法に明記する。併せて、採用 試験、選考等の個別の作用規定において、その公正性を確保するために必要な法定事 項を明記する。
- (2) 不利益処分不服審査、政治的行為の制限、営利企業に関する制限、官民人事交流法の規定による交流基準の制定に関する事務等を所掌する人事公正委員会を設置する。 (3(人事公正委員会の設置)参照。)。

- (3) 内閣総理大臣は、職員の任免、分限及び懲戒に関する政令の制定又は改廃の立案に際しては、あらかじめ、人事公正委員会にその内容を通知する。人事公正委員会は、職員に関する人事行政の公正を確保するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該通知に係る政令その他法令の制定又は改廃に関し意見を申し出ることができる。
- (4) 人事公正委員会は、職員に関する人事行政の公正の確保を図るため必要があると認めるときは、各府省大臣に人事行政の改善を勧告することができる。

3 人事公正委員会の設置

- (1) 内閣総理大臣の所轄の下に、公務の公正性を確保し、かつ、職員の利益を保護するため、職員に関する人事行政の公正の確保を図ることを任務とする人事公正委員会を置く。
- (2) 人事公正委員会は、任務を達成するため次に掲げる事務をつかさどる。
 - ① 職員の勤務条件に関する行政措置の要求及び不利益な処分についての審査請求 その他の職員の苦情を処理すること。
 - ② 職員の政治的行為の制限及び営利企業に関する制限に関する事務
 - ③ 官民人事交流法の規定により交流基準を制定すること。
 - ④ 国家公務員倫理審査会の事務
 - ⑤ 関係大臣その他の機関の長に対し人事行政の改善に関する勧告を行うこと。
 - ⑥ ①~⑤に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき人事公 正委員会に属させられた事務
- (3) 人事公正委員会は、独立してその職権を行う委員長及び委員二人(委員は非常勤) をもって組織する。委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命す る。
- (4) 人事公正委員会に事務局を置く。
- (5) 別に法律で定めるところにより人事公正委員会に置かれる審議会等は、国家公務員 倫理審査会とし、国家公務員倫理法の定めるところによる。

4 その他の改正

- (1) 中央労働委員会が国家公務員等の不当労働行為事件の審査、あっせん・調停・仲裁 等の事務を所掌することに伴い、中央労働委員会の委員の増員等労働組合法の改正を 行う。
- (2) 自律的労使関係制度を措置し、公務員庁を設置することに伴い、国家公務員制度改革基本法について所要の改正を行う。

Ⅱ 施行期日等

- (1) 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (2) 政府は、この法律及び国家公務員の労働関係に関する法律の施行の状況を勘案し、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員の給与に関し、法律の委任に基づき政令で定める事項の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 国は、速やかに、内閣人事局の設置後における国の行政機関の幹部職員の任用等に 関する状況等を勘案し、国の行政機関の幹部職員の任用等に関する内閣総理大臣及び 内閣官房長官の役割並びに内閣人事局の在り方について検討を加え、その結果に基づ いて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。